

事業系一般廃棄物

処理手数料 変更の御案内

令和6年
8/1
(木)より

沼上清掃工場・西ヶ谷清掃工場で処理する場合
(直接清掃工場へ搬入する場合)

旧 100kgあたり

1,100 円

(以降10kg増すごとに110円加算)

新 100kgあたり

1,500 円

(以降10kg増すごとに150円加算)

事業所用指定ごみ袋 (緑袋)

旧 1個あたり

大型容器 (45L) **192 円**

小型容器 (20L) **84 円**

新 1個あたり

大型容器 (45L) **270 円**

小型容器 (20L) **120 円**

※ごみ袋の販売価格には、上記処理手数料に加え、袋本体の価格も含まれます。

【販売価格】 大型容器(45L) 1セット(10枚入り) 2,860円
小型容器(20L) 1セット(10枚入り) 1,290円



「プラスチック類」等は、事業系一般廃棄物として処理はできません。産業廃棄物として、専門業者に処理を委託してください。



「事業活動に伴うごみ」を「家庭ごみ袋」に入れて排出することはできません！ルールに従って適正に排出してください。

事業ごみ処理手数料改定 Q&A

Q. 民間の一廃廃棄物処理業者へ処理を委託している場合も、料金が変わりますか。

A. 市の処理手数料が引き上げされることに伴い、民間の一般廃棄物処理業者の契約料金、手数料などにも影響が及びます。
民間の処理事業者は、お客様から収集した一般廃棄物を市の清掃工場へ持ち込み、処理手数料を市へ支払っています。民間の処理事業者に処理を委託している場合には、契約している処理業者へお問い合わせください。

Q. なぜ料金改定をするのですか？

A. 静岡市では、令和4年度に清掃工場に持ち込まれたごみ100kg当たり2,626円の費用をかけて処理をしています。
これに対し、現在は100kgあたり1,100円の料金設定となっており、手数料と処理原価の価格差が大きくなっていることから、この度、処理手数料を改定することとしました。

Q. 事業系ごみの出し方について詳しく知りたい

A. 詳しい内容は静岡市HPでご確認いただけます。

▼ 事業系ごみの出し方

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s7948/s004045.html>



▲事業系ごみの出し方

問い合わせ

静岡市 環境局 ごみ減量推進課

TEL : 054-221-1075 (平日 8:30~17:15) FAX : 054-221-1076

MAIL : gomigenryou@city.shizuoka.lg.jp